

プレミアムプラス(法人向け) 延長保証規定

本書は、本書に記載された商品(以下「本商品」といいます)につき、延長保証期間中に故障が発生した場合、以下の項目に基づいて延長保証サービス会社が無料修理を行う事をお約束するものです。(本規定に記載がない事項については本商品のメーカー保証書に準じます)。なお、メーカー保証が出張修理の対象である場合に限り、延長保証期間中も出張修理を行いません。また、修理に要する運賃諸掛りにつきまして、一部ご負担いただく場合があります。

- 延長保証期間中に、本商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合は販売店もしくは延長保証サービス会社に修理をご依頼ください。なお、販売店の了解を得ずに販売店以外に直接修理を依頼された場合、本保証の対象となりません。
- 次の場合は、販売店を通して延長保証サービス会社にすみやかにご連絡ください。
 - 延長保証期間終了前に加入者名称あるいは電話番号の変更があった場合。
 - 延長保証期間終了前に第三者へ本商品を譲渡または贈呈された場合。
 - 本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。
前各項に関してご連絡いただけない場合は延長保証期間中であっても、本保証の対象とならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本保証による1回の修理料金(税込)が本商品のご購入金額(税込)の100%を超過する場合は修理を行わず、ご購入金額(税込)の範囲内での同機種または同等品が代替品として提供され本保証は終了します。
 - 超過した修理費用をお客様が自己負担して修理を続けることはできません。
 - 代替品が提供される場合、延長保証サービス会社は全損品に対する所有権を放棄いたしますので、法令に則った製品処分に掛かる廃棄費用は本保証の対象外となります。
 - 提供する代替品が設置工事を伴う商品であった場合、設置工事に関する諸費用は本保証の対象外となります。
- 次の場合は、延長保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
 - 本書のご提示がない場合、あるいは延長保証サービス会社で延長保証の確認ができない場合。
 - 本書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合。また、記載された商品が対象商品でない場合。
 - 本書に本商品の製造番号(シリアル番号)の記載がない場合。または本商品に付与された製造番号(シリアル番号)が本書に記載された製造番号(シリアル番号)と異なっている場合。
 - サーバ、ディスクアレイ、ネットワーク機器、UPSなどの情報基幹インフラ製品。
 - 産業用機器など、基幹業務に使用する製品。また基幹業務での使用を想定して設計された製品。
 - コピー機、業務用ファクシミリ、業務用プリンタなど日常の保守点検を必要とする製品。
 - 車両、船舶への搭載を想定して設計された製品を事業用車両、船舶に搭載する場合。
 - レンタル物件。
 - 厨房、浴室等での使用を想定して設計されていない製品の高湿多湿下での使用。
- その他製品の取り扱い説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従わない使用方法。
 - 本商品のメーカー保証書において定めるメーカー保証期間内の故障または損傷。
 - 本商品の部品交換を伴わない調整および手直し修理。(清掃、リカバリー、設定で完了する場合)
 - バッテリー、インクカートリッジ等の消耗品の交換ならびに液晶画面のドット欠落、経年劣化に伴う輝度劣化等の症状である場合。
- 本商品のソフトウェア(OS、BIOSを含みます)、付属品類(ケース、ストラップ、レンズキャップ等を含みます)、周辺機器、アクセサリ等本商品の本体以外の商品に生じた故障または損傷。またこれらに起因した故障または損傷。
 - お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた本商品の故障または損傷。
 - 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
 - 落下、衝撃等の外圧または水濡れ、冠水、腐食、電池の液漏れ等によって生じた故障、錆、カビ、傷等および埃、虫等の侵入に起因する故障。
 - 使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、または純正部品以外の部品を使用した修理および改造。
 - 本体の消耗・摩滅・破損・変質・変形・変色・その他類似の事由。(電池蓋の爪折れ、ヒンジ不良、キートップ外れ、レール破損等)
 - 一定期間(あるいは回数)使用した際に、メーカー側がメンテナンスや交換を必要とする箇所に関する作業。(例)プリンタにおける廃インクタンクや吸収材の交換。
 - 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
 - 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
 - 本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる本商品の修理。
 - 修理のご依頼が延長保証期間の終了日後になされた場合。
- 次の損害は本保証の対象とはなりません。
 - 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます)。
 - 本商品の故障または損傷に起因して他の財物(ソフトウェアを含みます)に生じた故障もしくは損傷等の損害。
 - 本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
- 離島および遠隔地へのお出張修理を依頼される場合や、保証対象外修理(有償修理)により修理を実施されなかった場合には運送費やキャンセル費用を申し受けます。
- 延長保証サービス会社は本商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、製造物責任法第3条の責に任ずるものではありません。
- 本保証は日本国内においてのみ有効です。
- 故障および損害の認定等について延長保証サービス会社と使用者の間で見解の相違が生じた場合は延長保証サービス会社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

延長保証サービス会社: TWGワランティーマービス Inc. 日本支社